

Japan Council for Evaluation of Postgraduate Clinical Training

JCEP

## 自己評価調査票

October 2015

### 臨床研修評価 評価項目

	大項目	中項目	小項目
Pg.1	臨床研修病院としての役割と理念・基本方針	2	6
Pg.2	臨床研修病院としての研修体制の確立	2	6
Pg.3	臨床研修病院としての教育研修環境の整備	4	15
Pg.4	研修医の採用・修了と組織的な位置付け	6	17
Pg.5	研修プログラムの確立	5	25
Pg.6	研修医の評価	2	6
Pg.7	研修医の指導体制の確立	3	9
Pg.8	修了後の進路	3	4
	8	27	88

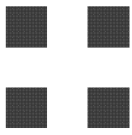
### 【ご記入にあたって】

- ◇ 病院の管理者、および評価担当者が適切な情報収集（現況調査票への記載内容の確認、職員とのディスカッションなど）により自己評価を行ってください。

### 【お問い合わせ先】

NPO法人 卒後臨床研修評価機構 事務局  
TEL : 03-5212-2444  
FAX : 03-5212-2445  
E-mail : info@jce-pct.jp  
URL : <http://www.jce-pct.jp/>

病院名



Japan Council for Evaluation of Postgraduate Clinical Training

JCEP

## 評価項目の構造

---

評価項目の設定:3階層構造  
臨床研修の評価Pg>大項目>中項目>小項目

**大項目** (Pg.x) 評価の対象領域における枠組みを表す項目

**中項目** (Pg.x.x) 直接評価の対象となる項目:[適切/要検討/要改善]

**小項目** (Pg.x.x.x) 各中項目を判定するための項目(a/b/c)

## 中項目の評価

---

### 三段階の評定尺度

「適切」 ……適切に行われている。適切な形で存在する

「要検討」 ……検討を要する。部分的には行われている

「要改善」 ……直ちに改善すべき状況がある

## 小項目の評価

---

### 1. 小項目 (Pg.O.O.O)の3段階評価(a・b・c)を行う

「a」:適切に行われている。適切な形で存在する。積極的に行われている

「b」:部分的には行われている

「c」:適切でない。存在しない。行われていない

### 2. 小項目判定を勘案し、中項目 (Pg.O.O)の3段階評価を行う

Pg	臨床研修	
Pg.1	臨床研修病院としての役割と理念・基本方針	
Pg.1.1	臨床研修の理念・基本方針が確立されている	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要検討 <input type="checkbox"/> 要改善
	⇒ ◇特に、倫理・安全確保に留意する ◇理念は概念的であり、より具体的に示す必要から理念のみでなく、基本方針の明文化が求められる	
Pg.1.1.1	理念・基本方針が明文化されている	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c
	①病院の理念に沿ったものである	
	②臨床研修病院としてのあり方が、全国的・地域的な視点から明文化されている	
	③実際の研修計画に活かされていること(基本方針と研修計画との関連)が確認できる	
	⇒ ◇研修理念・到達目標: 医師としての人格かん養、全人的に対応できるプライマリ・ケアの基本的診療能力の修得、チーム医療ができるようになることについて言及していること ◇全研修病院群での検討がなされて作成されることが必要である ◇「全国的に普遍的な医療制度の中で、この制度が唯一のものとして位置づけられている」ことに留意する ◇医師の卒後臨床研修は、日本の医療制度の中で義務化された唯一の研修であることから、国家財政を使っていることを認識し、また臨床研修病院であることが1つのステータスになることを考慮し、「全国的・地域的な視点から明文化されている」こと。 理念の中に医師の教育(職業人の教育)をしていることが読み込めればよい ◇病院の設立理念・存在意義と深く関連するが別のものである	
Pg.1.1.2	院内および臨床研修病院群間で周知・徹底されている	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c
	①院内広報誌への記載等、研修医をはじめ全職員に対して、広く周知徹底が図られている	
	②病院パンフレット、ホームページなどに記載されている	
	③病院群間で理念・基本方針を共有し、周知徹底を図る工夫がある	
	⇒ ◇周知方法を確認する(職員手帳、研修医手帳などでの工夫) ◇特に看護部門の理解・協力が得られることが必要である	
Pg.1.1.3	必要に応じて見直されている	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c
	①臨床研修病院としてのあり方について定期的に検討がなされている	
	②臨床研修病院のあり方について評価(自己評価、第三者評価)がなされている	
	③改善する仕組みがあり、計画的に取組みがなされている	
	④評価結果を公表している	
	⇒ ◇見直しの委員会のメンバーには、医師のみでなく看護部門等も含まれていることが必要である ◇協力型病院では自院の研修における役割の認識をしていることを確認する	

## Pg.1.2 臨床研修病院としての役割が明確になっている

 適切  
 要検討  
 要改善

## Pg.1.2.1 自院の臨床研修における役割・機能の範囲が適切である

 a  
 b  
 c

①役割・機能の範囲が妥当である

②それらが明文化され院内に周知されている

⇒ ◇臨床研修指定区分について看護部門、その他のコ・メディカル部門、事務部門の職員に周知されている

## Pg.1.2.2 自院の臨床研修における役割・機能の範囲が地域に周知・徹底されている

 a  
 b  
 c

①病院パンフレット、ホームページなどに記載されている

②臨床研修施設であることが病院玄関、各病棟等に明示されている

## Pg.1.2.3 自院の臨床研修における役割・機能について、地域からの声に耳を傾けている

 a  
 b  
 c

①地域からの意見を受けるシステムが明文化されている

②地域から意見を受けている

⇒ ◇地域住民・救急隊へのアンケート、地域の有識者へのヒヤリングなど実際の工夫を確認する

## Pg.2 臨床研修病院としての研修体制の確立

## Pg.2.1 研修管理委員会が確立している

- 
- 適切
- 
- 
- 要検討
- 
- 
- 要改善

- ⇒ ◇ここでいう研修管理委員会とは、臨床研修を管理する施設に設置する「臨床研修の実施を統括管理する機関」をいう  
 ◇協力型病院は「研修管理委員会」を「当該施設における臨床研修の実施を管理する委員会等」と読み替える  
 ◇「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」に則り、名称を「研修管理委員会」とすることが求められる

## Pg.2.1.1 研修管理委員会があり、総括責任者・委員の構成が明文化されている

- 
- a
- 
- 
- b
- 
- 
- c

- ①研修管理委員会の権限が明確で、責任者が明示されている
- ②構成員に病院長、事務部長、各プログラム責任者、研修医の代表、看護部門の責任者、コ・メディカル部門の責任者、全臨床研修協力施設の研修実施責任者、外部医師、有識者(医師以外)等が含まれている
- ⇒ ◇責任者等、構成員を確認する  
 ◇研修医の時点から委員として各種委員会に参加する経験をもつことは、研修修了後すぐに指導医の立場になっていくことから、将来のよい医師を育てることからも必要である  
 ◇修了判定を含む研修医の個人的議題については議事の最後とし、研修医は席を外すなどの配慮が必要である

## Pg.2.1.2 研修管理委員会の規程がある

- 
- a
- 
- 
- b
- 
- 
- c

- ①規程の中に委員会の業務が明記されている
- ②規程には研修の統括管理、プログラムの作成・検討、およびプログラム間の調整が含まれている
- ③規程には研修医の管理(研修評価)が含まれている
- ④規程には研修の評価(全体評価・研修医評価・指導医評価)が含まれている
- ⇒ ◇規程は全臨床研修病院群の職員にも周知徹底する仕組みとなっていることを確認する

## Pg.2.1.3 研修管理委員会は定期的開催され、機能している

- 
- a
- 
- 
- b
- 
- 
- c

- ①年3~4回以上定期的開催されている
- ②委員会は規程に則って機能している
- ③委員会の内容が記録されている
- ④委員会の決定事項について適正な周知が図られている
- ⇒ ◇研修分野のローテーションは研修医ごとに異なる可能性がある  
 ◇委員会の議事録で確認する

## Pg.2.2 臨床研修が組織的・計画的になされる体制がある

 適切  
 要検討  
 要改善

⇒ ◇全研修病院群で連携・調整の上で行われる体制であることを確認する

## Pg.2.2.1 計画的に実施するための事務担当者が確保され、機能している

 a  
 b  
 c

- ①担当者の立場や位置付けが明確である
- ②事務管理上の指揮・連絡系統が明確になっている
- ③臨床研修病院としての業務が適確に行われ実施記録が整備されている
- ⇒ ◇全研修病院群間での連携・調整も確認する  
◇専従であること

## Pg.2.2.2 研修プログラムごとにプログラム責任者が確保され、機能している

 a  
 b  
 c

- ①各研修プログラム責任者が明確で、病院長から辞令に基づいて任命されている
- ②プログラム責任者は自身の役割を理解し、実践している
- ③各研修プログラム責任者が明示されていて、このことが職員・研修医に周知されている
- ⇒ ◇Pg.7.1.1との整合を確認する  
◇協力型臨床研修病院では研修実施責任者(当該施設の研修分野を統括する責任者)を確認する  
◇プログラム責任者へのインタビューにより確認する  
◇医療研修推進財団主催によるプログラム責任者養成講習会に参加していることを確認する

## Pg.2.2.3 必要な臨床研修指導医が確保されている

 a  
 b  
 c

- ①指導医の資格規程があり、院長から任命されている
- ②研修分野ごとに適切に指導医が確保されている
- ③各研修分野の指導医が明示されていて、このことが職員・研修医に周知されている
- ⇒ ◇プログラムの内容との整合の上で考慮する  
◇最低限、臨床研修を行う診療科(各施設で必修科目と定めた研修分野)には指導医を確保することが必要である  
◇指導医の他、看護部門の代表等にインタビューにより確認する  
◇厚生労働省が示す「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針について(平成16年3月18日医政発第0318008号厚生労働省医政局長通知)」による指導医講習会を受講していることを確認する

Pg.3 臨床研修病院としての**教育研修環境**の整備

⇒ ◇臨床研修病院は責任をもって整備する必要がある

Pg.3.1 臨床研修病院としての**教育研修体制**が適切である
 適切  
 要検討  
 要改善

⇒ ◇整備状況を部署訪問により確認する

## Pg.3.1.1

一般外来研修が適切に行えるよう**外来部門**での**教育研修体制**が整備され、適切に運営されている
 a  
 b  
 c

- ①地域の**医療**ニーズに基づいた外来機能が明確であり、機能に見合った病診・病病連携が行われている
- ②一般外来診療に必要な**医療器具・設備**が配置され、**医療安全および施設関連感染を軽減させる対策**がとられている
- ③**外来診療録**の記載が適切であり、**指導医によりチェック**されている
- ④治療・検査において『説明と同意』が行われ、**その記録**がある
- ⑤紹介状の返事・他科へのコンサルテーション、**地域医療機関への紹介**が記載され、**指導医によりチェック**を受けている
- ⑥**研修医が退院後初回の患者や外来再診患者を診察する仕組み**がある
- ⑦検査・処置・手術が**安全・確実に実施**され、**実施中・実施後に患者の状態・反応を観察**している
- ⑧研修医を**一般外来**で指導できる設備、**スペースが整備**され、**時間が確保**されている

⇒ ◇指導医のもと**一般外来研修**が行われている環境であることが求められる  
 ◇研修医が**実際にどの診療科**で**一般外来研修**を行っているか**インタビュー**で確認する

Pg.3.1.2 救急医療分野の**研修**ができる環境となっている
 a  
 b  
 c

- ①救急医療が行われ、目標を十分達成できる体制となっている
  - ②専任の指導医がいる(専門医でなくてもよい)
  - ③二次救命処置の講習会の**受講の機会**を提供している
  - ④具体的な業務内容が明らかであり、コンサルテーションなどについて指導体制が明確になっている
  - ⑤ICUないしそれに準じた設備が整備され、患者の急変に対応ができる
- ⇒ ◇救急体制については、二次輪番により特に指定されている日等ではなく、日常的な救急医療に着目する  
 ◇救急部門はチーム医療の達成のために重要な分野として位置付けられている  
 ◇救急医療分野の研修について麻酔科で代用させてはならない  
 ◇臨床研修病院群の場合、救急医療分野の研修を担う病院の研修内容を把握していることを確認する  
 ◇到達目標を達成することは最低限の要件である

## Pg.3.1.3 レポートを求められている症例が確保されている

- 
- a
- 
- 
- b
- 
- 
- c

- ① 日常的に上級医の回診、ケースカンファレンス、症例検討会等が行われている
- ② 症例の評価が適切な責任者の下で十分になされる体制が確立している
- ③ 症例レポートを提出、確認できる環境となっている
- ⇒ ◇Pg.5.4.7とPg.5.5.3との整合を確認する  
 ◇症例レポートの提示を求める。当該症例の在院日数がどれくらいか、紹介患者かどうかについて確認する  
 ◇初診時より担当した症例、引き継いだ症例かどうかについて確認する  
 ◇病理医との連携、画像診断部門との連携がなされていることを確認する

## Pg.3.1.4 臨床病理検討会(CPC)が適切に開催されている

- 
- a
- 
- 
- b
- 
- 
- c

- ① 定期的で開催され、かつ、その記録が残されている
- ② すべての研修医に出席が義務付けられている
- ③ 研修医が関った剖検例について報告し、討論することのできる場があり、これらの記録が残っている
- ⇒ ◇ここでいう定期的には月に1回程度(毎月)をいい、このことについて記録から確認する  
 ◇CPC、または死亡症例検討会、デスカンファレンス全科参加型の症例検討会について確認する  
 ◇病理医との連携が十分になされているかについて確認する。必ずしも剖検例に限らず病理医を中心とした病理検討会でもよい  
 ◇研修医が発表しているか確認する  
 ◇CPCレポートの提出についてはPg.5.4.7で確認する



## Pg.3.2 患者の診療に関する情報を適切に管理している

- 
- 適切
- 
- 
- 要検討
- 
- 
- 要改善

⇒ ◇規模、臨床研修指定区分を考慮する

## Pg.3.2.1 専任の診療情報管理者が配置されている

- 
- a
- 
- 
- b
- 
- 
- c

①診療情報管理士の資格者が専任となっている

②退院患者数に応じて適正に配置されている

⇒ ◇ここでいう適切な配置とは年間およそ2000人の退院患者に1人を目安とする

◇診療情報管理士の資格を取得させる計画があるかについて確認する

◇臨床研修病院は独立した診療情報管理部門が整備され、診療録管理室、診療記録の閲覧室等の設置が必要である

## Pg.3.2.2 診療に関する諸記録の管理が適切になされている

- 
- a
- 
- 
- b
- 
- 
- c

①特定の責任者の下で適切に管理されている

②1患者1ID番号1診療録の考え方により患者情報の一元化が図られている

③中央管理システムであり、記録の請求に対し、タイムリーに対応できる

④研修医が全科の診療上の諸記録を容易に見ることができる

⑤研修医のサマリー作成や指導のシステムが明文化されている

⇒ ◇プライバシーとセキュリティへの配慮がなされているか(研修医による経験記録等の保管・管理を含む)について確認する

◇システム構築には段階があることを考慮する

◇レントゲン、看護記録の他、諸種検査記録の診療録への一元化とその管理についても確認する

◇退院時サマリーの形式は病院全体で統一されていて、作成率(退院後1週間以内完成)が100%であること

◇退院時サマリーの作成率は、最終責任者の承認を得た退院時サマリーについて算出する

◇診断名・手術名がコード化され(ICD-10、ICD-9-CMなど)検索可能となっているかについても確認する

◇“紙”の管理だけでなく、内容の吟味も重要である

## Pg.3.3 医療に関する安全管理体制の確保がなされている

 適切  
 要検討  
 要改善

## Pg.3.3.1 安全管理者を配置している

 a  
 b  
 c

- ①専任者、担当者の役割、責任が明確である
- ②各部門に安全管理者が配置されており、かつ本人が自分の役割を認識している
- ⇒ ◇組織図からも確認する

## Pg.3.3.2 安全管理部門がある

 a  
 b  
 c

- ①施設として安全管理部門が組織され、委員会の役割、責任、権限が明確である
- ②定期的に安全管理のための会議が開催されている
- ⇒ ◇委員会開催、出席者、内容等について議事録で確認する  
 ◇研修医が関連した医療事故対策が適切になされているかについても確認する  
 ◇研修医が出席できるように配慮されているかはPg.5.3.4で評価する

## Pg.3.3.3 臨床研修における安全確保のための活動が行われている

 a  
 b  
 c

- ①病院内のアクシデント・インシデントを収集し、各部門における改善の状況等を把握している
- ②行政・関係団体・学会・研究機構等の資料を収集する仕組みがあり、それらを活用している
- ⇒ ◇研修医からのアクシデント・インシデントレポートの記載・提出が習慣化していること。提出を促す仕組みや教育についての体制があることを確認する  
 ◇研修医からインシデントレポート(例えば、薬剤部からの処方箋に関する疑義照会なども入りうる)が提出され、それが研修の改善に繋がるシステムとして機能していることが必要である  
 ◇医師の医療安全への姿勢の目安として、病院全体として看護師から提出されるインシデント・アクシデントレポートの10%程度が医師から提出されていること。インシデント・アクシデントレポートは研修医一人当たり10件(年間)以上と考えられる

## Pg.3.3.4 研修医の医療事故発生時の対応体制が確立している

 a  
 b  
 c

- ①医療事故発生時の対応手順が明文化され、研修医を含む職員に周知され、遵守されている
- ②対応時の責任体制が明確である
- ③公表する手順を明示している
- ④医療事故に関与した職員の心理的支援を行う仕組み・手順を明示している
- ⇒ ◇研修医が医療事故に関与した場合についての具体的な対応を確認する

## Pg.3.3.5 組織的に施設関連感染対策が行われている

- 
- a
- 
- 
- b
- 
- 
- c

- ①施設関連感染のための組織(委員会、担当者、担当者への権限の委譲、財政的支援)がつけられている
- ②施設関連感染防止対策のマニュアルが作成・活用されている
- ③抗菌薬の適正な使用を促すシステムがある
- ④施設関連感染のリスクを低減させる具体的な感染対策が行われている
- ⑤自院の施設関連感染に関して分離菌や感染症例を把握し改善策を講じている
- ⑥施設関連感染に関する教育活動が行われている
- ⇒ ◇議事録から確認する  
◇研修医の代表者が委員会に出席できるような配慮がなされている

## Pg.3.3.6 患者相談窓口がある

- 
- a
- 
- 
- b
- 
- 
- c

- ①わかりやすい場所に設置され、相談スペースが確保されている。担当者および適切な職種の配置がある
- ②患者・家族の相談への対応状況・内容が整理され、記録されている
- ③院内スタッフとの調整がとられている
- ⇒ ◇時間外や休日の相談については、対応方法を明示することが求められる  
◇相談窓口の中に医療に関する安全管理について患者家族に分かるように明示されていることが求められる

## Pg.3.4 研修をサポートするための設備が整備されている

- 
- 適切
- 
- 
- 要検討
- 
- 
- 要改善

⇒ ◇研修に資する機器・設備について検討する仕組みがあるかについても確認する

## Pg.3.4.1 図書・雑誌・インターネット利用環境が整備されている

- 
- a
- 
- 
- b
- 
- 
- c

- ①診療の参考とすべき図書の閲覧、インターネットやLANによる文献検索システム、コピー機の使用が随時可能な体制である
- ②研修医として知りたい情報がある場合、決められた手続きを取るによりそれを入手できる支援体制がある
- ⇒ ◇臨床研修病院は図書室および担当者の配置が求められる  
 ◇MEDLINE、UpToDate、The Cochrane Library、EMBASE、医中誌等にアクセスできるシステムかどうか確認する  
 ◇研修医を含む診療チーム全体のために整備されていること  
 ◇Pg.5.3.3を達成するための状況が整備されているかという視点からも確認する  
 ◇指導医、研修医へのインタビューにより確認する

## Pg.3.4.2 研修医のために病院内での個室性が配慮されている

- 
- a
- 
- 
- b
- 
- 
- c

- ①研修医のためのロッカー、デスク、当直室等の整備がある
- ②研修医に宿舍の整備またはそれと同等の「住」の条件がある
- ③時間外でも食事ができるように配慮する
- ⇒ ◇研修施設の規模等を考慮する  
 ◇病院での上級医等とのコミュニケーションを図る上での同室性(同室の利点)が尊重されているなど、病院側の方針を確認する  
 ◇研修医の休憩室、当直室が確保されている

## Pg.3.4.3 医学教育用シミュレーター、医学教育用ビデオ等の機材が活用されている

- 
- a
- 
- 
- b
- 
- 
- c

- ①研修機器が整備され適切に活用されている
- ②カンファレンスルームが整備されている
- ⇒ ◇コピー機、OHP、ビデオプロジェクターやデジタルプレゼンテーション機器を使用することができる  
 ◇自学自習用にシミュレーターがあることが求められる。OJTが基本ではあるが、シミュレーター練習後に実際の患者にあたること  
 ◇シミュレーター、スキルスラボの活用状況を台帳などの記録から確認する

## Pg.4 研修医の採用・修了と組織的な位置付け

⇒ ◇情報提供を計画的に進めるには、担当の部署、責任者が明確にされていることが必要である

## Pg.4.1 研修医の募集・採用の方法が適切である

適切  
 要検討  
 要改善

⇒ ◇研修医は広く全国から公募するのが基本である  
 ◇マッチングシステムに参加している場合は、広く公募していることとして評価する

## Pg.4.1.1 研修医の公募規程がある

a  
 b  
 c

- ①研修医の公募規程が明文化されている
- ②公募規程について見直す仕組みがあり、記録が残されている
- ⇒ ◇ホームページなどで公開されている

## Pg.4.1.2 研修プログラム等が公表されている

a  
 b  
 c

- ①研修プログラムの名称、研修概要(理念、特徴)、研修分野(研修分野ごとにテーマが明示される)の一般目標《GIO》、具体的目標《SBOs》、方略《LS》、評価《Ev》等が明示されている
- ②協力施設名、研修内容、期間等が明示されている
- ③研修医の募集定員、募集および採用方法が明示されている
- ④研修開始時期、処遇に関する事項が明示されている
- ⇒ ◇ここでは研修規程、プログラムが公表されていることを求める。研修プログラムがGIO、SBOs、LS、Evの形式に則って表記されている。内容についてはPg.5.1.2で確認する

## Pg.4.1.3 研修医の採用試験が適正に行われている

a  
 b  
 c

- ①公募の際に採用人員、応募要領、試験期日、試験要項等が広報に示され、それに従って実施されている
- ②試験は定められた試験委員により面接以外に筆記試験(小論文、試験問題等)等の客観的な方法を加えて信頼性を確保し行われている
- ③試験委員には看護部門、他職種の委員が含まれている
- ⇒ ◇公募要項、採用を決める委員会の組織等について委員会議事録・他により確認する

## Pg.4.1.4 採用辞令が適切に発行されている

a  
 b  
 c

- ①施設名、研修期間、研修プログラム名を記載した辞令(研修証明書)が発行されている
- ⇒ ◇病院の採用規程に準ずる  
 ◇辞令の書式を確認する

## Pg.4.2 研修医の募集および採用が計画的になされている

 適切  
 要検討  
 要改善

## Pg.4.2.1 募集および採用について計画的になされている

 a  
 b  
 c

- ①研修医の募集・採用に関する2年以上の先を計画した中長期計画が明文化されている
- ②当該病院の年次計画に反映されている
- ⇒ ◇マッチングシステムの導入も確認する

## Pg.4.2.2 募集および採用についての結果が評価され見直されている

 a  
 b  
 c

- ①研修医数が研修体制からみて適切であったかについて評価されている
- ②評価結果から募集および採用の計画を見直すシステムがある
- ⇒ ◇患者数、症例数等を参考にする

## Pg.4.3 研修医の研修規程が明確である

 適切  
 要検討  
 要改善

- ◇一般的に研修規程とは、研修医の就業規則のことである
- ◇研修規程は院内内の他の規程と調整されていることも確認する

## Pg.4.3.1 研修医の研修規程がある

 a  
 b  
 c

- ①研修医の研修規程が明文化されている
- ⇒ ◇病院間群で調整の上決められている

## Pg.4.3.2 研修医が患者を担当する場合の役割が明示されている

 a  
 b  
 c

- ①研修医の診療における役割が明文化されている
- ②指導医等との連携、診療上の責任が明示されている
- ⇒ ◇医療事故の防止、診療の責任体制の点からも確認する
- ◇研修医の指示出しの基準が定められているかどうかについて特に看護部門との連携も確認する
- ◇診療科による差や指導医の指示を求める診療行為等に関する規程(Pg.7.1.2との整合性)を確認する
- ◇教育のないところに医療はない。教育を前面に打ち出し、研修医は名札をつけ、身分を明らかにすることが求められる

## Pg.4.3.3 病棟、手術室、救急室、一般外来、当直等における研修実務に関する規程があり支援及び指導体制が明文化されている

 a  
 b  
 c

- ①各研修分野の実務規程は研修規程に準じており、患者の安全確保、診療責任について積極的に研修指導が行われている
- ②治療に関する指導体制が明文化されている
- ③研修規程、指導体制が研修医、研修指導者、その他職員に周知されている
- ④一般外来研修の実務規程が明文化されている
- ⇒ ◇“規程”と称されなくても、妥当な“申し合わせ”があつて各部署での整合性が確保され、研修医が混乱しないように配慮されていること
- ◇看護部門、他職種との連携も確認する
- ◇研修医が監視なしで行える業務が明示されている(規約として定められている)事が求められる。一方、それが実際の研修の場で実践されているかどうかについてはPg.7.2.1で確認する

## Pg.4.4 研修医に対する適切な処遇が確保されている

 適切  
 要検討  
 要改善

- ⇒ ◇労働者性への配慮がされている必要がある  
 ◇研修医の合意が必須である

## Pg.4.4.1 研修医の位置付け・処遇に関する規程が明確になっている

 a  
 b  
 c

- ①組織運営上の位置付けが組織図上明確である
- ②処遇に関する規程が明文化されている
- ③研修医の位置付け・処遇が、研修医および全職員に周知されている
- ⇒ ◇研修医の組織図上の位置付けについては、特に法的に要求されたものではないが、研修病院において研修医は大切に必要の人材であるところから、当機構としては、研修医は臨床研修病院の管理者である病院長の直轄的位置付けであるべきだと考えている  
 ◇労働者性と研修との整合性や当該病院の方針を確認する  
 ◇“研修”と判断される4条件[ア.命令の有無:命令されたものではない、イ.諾否の自由:嫌だと言ってもよい、ウ.拘束性:時間や場所が決められていない、エ.報酬の労働対象性:労働に対する報酬がない]を個別(業務ごと)に具体的に判断することを指導医・研修医に周知しているか確認する

## Pg.4.4.2 定期的に健康管理が行われている

 a  
 b  
 c

- ①研修医の健康管理についての規程が明文化されている
- ②研修医は定期健診(年2回)や必要な予防接種を受けている
- ③健診の結果について対応している
- ⇒ ◇必要に応じて結核・肝炎・性疾患等の感染性の疾患に対する検診、各種の予防接種(麻疹・風疹、ムンプス、ジフテリア、破傷風、B型肝炎、インフルエンザ等)の有無等を確認する  
 ◇定期健診の必要性を認識しない研修医への対策も確認する

## Pg.4.4.3 当直・時間外研修の際の処遇に配慮がなされている

 a  
 b  
 c

- ①当直・時間外(労働者性のある診療)と研修との区分が明確になされている
- ②研修当直・時間外業務に関する診療責任、指導体制等を明記した規程があり、適確な対応がなされている
- ③当直・時間外業務の回数や他の業務との関連について調整されている
- ④当直室等の配慮がなされている
- ⇒ ◇当直・時間外手当等について明示されているか確認する  
 ◇当直・時間外手当の支給がなされていない場合等にはその理由を確認する  
 ◇当直明けの勤務状況等を確認し、オーバーワークになっていないかを確認する  
 ◇女性研修医への配慮が必要である



## Pg.4.5 臨床研修の修了の手続きが適切である

 適切  
 要検討  
 要改善

- ⇒ ◇厚生労働省の“修了基準に関する提言”は厳守する必要がある  
 ◇明文化された修了基準に則って修了判定が行われていること、研修開始時に研修医に周知していることが必須である

## Pg.4.5.1 研修管理委員会に研修医ごとの評価・報告が適切に行われている

 a  
 b  
 c

## ①研修医ごとに臨床研修の目標の達成状況が評価され報告されている

- ⇒ ◇例えばEPOCのように指導医による研修内容の評価が明示された書類があるかについて確認する。ただし、EPOCはツールの一例であって、修了基準ではない

◇特殊な研修分野を協力施設等で研修を行う場合も評価基準が定められていることを確認する

## Pg.4.5.2 必要事項の記載された臨床研修修了証が適切に発行されている

 a  
 b  
 c

## ①修了証は一定の様式で研修の実績が明示されている

## ②修了証には氏名、医籍登録番号及び生年月日が明示されている

## ③プログラム名称、研修開始・修了年月日、研修を行った全施設名が明示されている

- ⇒ ◇特定の医療現場について協力施設等で研修を行った場合には、当該研修分野、施設名、研修期間の明示された証明書が臨床研修を統括する病院から出されている

◇臨床研修修了証の発行の際には、修了証の持つ意味や役割を修了者に説明し、修了後にその旨の医籍登録を行う必要性について指導していることが求められる

## Pg.4.5.3 修了が認められない場合の手順が確立している

 a  
 b  
 c

## ①修了が認められない場合の研修医への対応が明文化されている

## ②2年間の研修修了時に総合評価で結果が不十分であると判定された場合に病院として組織的に対応するルールが整備されている

## ③理由を付し、文書にて研修医に通知がなされている

- ⇒ ◇明文化された書類での確認、および中断者、未修了者に対する対応策等も文書で確認する

◇修了が認められない場合の手順について、厚生労働省の修了判定基準のとおりを実施している場合は、その旨を明示しておくこと。厚生労働省の基準を病院としての手順にすることが求められる



Pg.4.6 個々の研修医に関する研修記録等が整理・保管されている

- 
- 適切
- 
- 
- 要検討
- 
- 
- 要改善

⇒ ◇研修記録の根拠である経験例を索引する仕組みが必須である

Pg.4.6.1 研修を受けたすべての研修医(中断者を含む)についての記録が整理・保管されている

- 
- a
- 
- 
- b
- 
- 
- c

- ①研修医に関する研修記録の保管規程が定められており、規程に基づいて適切に整理・保管されている
- ②個人情報についての守秘義務に関する規程も明文化され遵守されている
- ③管理者、指導医、指導者、研修医が必要に応じて閲覧できる方法が講じられている
- ④年次ごとと氏名ごとなど、速やかに個人情報が取り出せるように整理されている
- ⑤病院内の許可なく立ち入りの出来ない特定の場所に責任者の下に保管されている

⇒ ◇例えばEPOCのように保存可能なシステムが存在するか確認する

◇規程の有無に拘わらず、妥当・合理的に整理保管することが求められる

Pg.4.6.2 記録の内容が適切である

- 
- a
- 
- 
- b
- 
- 
- c

- ①研修医の研修記録の内容について病院として基準がある
- ②記録内容について指導医、研修医に周知されている
- ③基本的臨床検査の経験についての記録が確認できる
- ④基本的手技の経験についての記録が確認できる
- ⑤基本的治療法の経験についての記録が確認できる
- ⑥医療記録の種類と経験数についての記録が確認できる
- ⑦経験すべき病状・病態・疾患の経験についての記録が確認できる
- ⑧特定の医療現場の経験についての記録が確認できる

⇒ ◇厚生労働省の「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（平成15年6月12日医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知）」の内容が反映されていることを確認する

◇学会の示すフォーマットや厚生労働省の「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（平成15年6月12日医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知）」等予め決めてあることを確認する

## Pg.5 研修プログラムの確立

- ⇒ ◇分野ごとのすべてのプログラムにおいて厚生労働省が示す理念、行動目標が活かされていることを確認する  
 ◇プログラムの全体と研修分野ごとの内容とについて確認する  
 ◇例えば、卒後臨床研修の共通の目標達成に適した研修分野別マトリックスなどで目標の達成度を把握しているかについて確認する  
 ◇研修医はすべての医療記録、診療計画等を書く事を修得し、指導医は研修医が作成したすべての記録をチェックすることが求められる  
 ◇研修医のサポート体制、トラブル時のバックアップ、最終的に報告する上司・上級医について、研修医にインタビューする

## Pg.5.1 研修プログラムが適切に策定されている

- 適切  
 要検討  
 要改善

## Pg.5.1.1 理念・基本方針に沿った研修プログラムである

- a  
 b  
 c

## ①研修プログラムは当該臨床研修に関する理念・基本方針に沿っている

- ⇒ ◇理念・基本方針の中には人格のかん養、チーム医療、全人的医療、プライマリ・ケアの基本的診療能力等の修得が含まれていることが求められる  
 ◇到達目標の達成ができる

## Pg.5.1.2 研修プログラムには必要事項が明示されている

- a  
 b  
 c

## ①プログラム全体、研修分野ごとのテーマの研修プロセスがすべて明示されている

## ②研修プログラムには臨床研修の到達目標のすべてが明示されている

- ⇒ ◇ここでいう「必要事項」とは研修(学習)のプロセス、つまりGIO、SBOs、LS、Evのことを示す  
 ◇研修プログラムのうち必修分野で、内科分野の週間スケジュールを提示し、SBOsと対応した方略が明示されていることを確認する  
 ◇また、SBOsについてはRUMBAの原則(Real, Understandable, Measurable, Behavioral, Achievable)が満たされている  
 ◇研修分野ごと、ないしテーマごとに研修(学習)のプロセスが明示されていることを確認する  
 ◇ここでいう「臨床研修の到達目標」とは、厚生労働省が示す「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(平成15年6月12日医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知)」のことをいう  
 ◇厚生労働省の到達目標は最低限のラインである

## Pg.5.1.3 研修プログラムが研修医一人ひとりに周知されている

- a  
 b  
 c

## ①プログラム全体、および研修分野ごとないしテーマごとの研修内容が明示され、研修医一人ひとりに周知されている

## ②研修プログラムは指導医をはじめすべての医師、看護師、その他の医療者、職員に周知されている

- ⇒ ◇研修医一人ひとりの研修プログラムと研修スケジュールが作成されていることを確認する  
 ◇研修医へのインタビューにより確認する

## Pg.5.1.4 研修医が積極的に研修プログラムを選択し研修に取り組む体制が確保されている

- a  
 b  
 c

## ①研修医の希望を聞く体制が明文化され周知されている

## ②研修医の希望を研修プログラムに反映するシステムが確立している

## ③研修医は希望に沿ってプログラムを選択している

- ⇒ ◇研修医の希望が把握され研修管理委員会で調整された実績について記録で確認する  
 ◇研修医のへインタビューにより確認する  
 ◇病院が推奨するプログラムが優れていると選択の幅は一般的に少ない

Pg.5.2 研修プログラムが研修プロセス(計画、目標、方略、評価)に沿って実施され、評価されている  適切  
 要検討  
 要改善

- ⇒ ◇プログラム全体、および研修分野ごとないしテーマごとのプログラムについても確認する  
 ◇研修プログラムが適切に実施され、それが評価されていることが基本である

Pg.5.2.1 プログラムごとに内容に適した研修期間(スケジュール)が設定され、目標を達成できるように実施されている  a  
 b  
 c

- ①プログラムごと(全体、研修分野ごと)に内容に適した期間(スケジュール)が設定されている  
 ②プログラム全体と研修分野ごとないしテーマごとのLSとスケジュールとの整合がとれている  
 ③研修医個々の目標達成状況に応じて調整が行われている

④プログラム責任者より研修実施責任者に報告されている

- ⇒ ◇各スケジュールと全体のプログラムとの整合に着目する  
 ◇例えばEPOCのように分野ごとに研修医個々の目標達成状況を把握する方策がとられていれば、それを確認する  
 ◇研修医のインタビューにより確認する  
 ◇臓器別診療科を短期間ずつ網羅的にローテイトするのは望ましくない。ただし、一週間の新患入院数、平均在院日数、病床占有率等を勘案して判断する

Pg.5.2.2 研修プログラムの評価が行われている  a  
 b  
 c

- ①研修医による評価が行われて、修得度(理解度)、満足度、希望等を把握している  
 ②指導医、指導者による研修医個々の達成状況と研修分野ごとの評価が行われている  
 ③プログラム責任者によりプログラム全体、および研修分野ごとの評価が行われている  
 ④研修管理委員会等で、研修医および組織の研修ニーズ(研修医、指導医、指導者がどう評価しているか)について検討している  
 ⑤必要に応じて研修プログラムを調整、および改善している

- ⇒ ◇研修医へのインタビューにより確認する  
 ◇指導医、指導者(特に看護師)へのインタビューにより確認する  
 ◇研修医からの意見を受け容れる姿勢と仕組みが必要である

Pg.5.3 「医療人として必要な基本姿勢・態度」が身につけられる内容がプログラムの中に適切に組み込まれている  適切  
 要検討  
 要改善

- ⇒ ◇プログラムの目標、方略、評価で確認する  
◇厚生労働省の「行動目標」について、病院独自の評価表を作成していることが求められる

Pg.5.3.1 基本的姿勢・態度について身につけられる内容が組み込まれている

a  
 b  
 c

- ①チーム医療の構成員としての役割を果たす研修(専門医等へのコンサルテーション、リエゾンナース、精神神経科コンサルテーションの実践、医療従事者間コミュニケーションスキル、後輩への教育的配慮、情報交換、関係機関との連絡等)が行われている  
⇒ ◇患者の立場を配慮しているか確認する  
◇チーム医療への姿勢が重要である  
◇研修医へのインタビューにより確認する

Pg.5.3.2 インフォームド・コンセントについて身につけられる内容が組み込まれている

a  
 b  
 c

- ①患者に説明すべき内容を指針として明示し、実践している  
②説明をして同意を得る研修がされている  
③セカンド・オピニオンの保証について研修されている  
④説明と同意のプロセスにおける環境・プライバシーへの配慮について研修されている  
⇒ ◇インフォームド・コンセントの本質的な姿勢を研修することが重要である  
◇同意書に研修医が署名を入れていることが求められる  
◇患者の立場を配慮していることを確認する  
◇研修医へのインタビューにより確認する

Pg.5.3.3 問題対応能力を修得する研修(EBMの実践・生涯自己学習習慣・患者への対応)が組み込まれている

a  
 b  
 c

- ①EBMを実践する環境(文献検索等、主な治療に関するガイドラインなど)が整備され、問題解決のリソースを熟知できるよう自己学習の支援が行われており、実際に研修医が活用している  
②EBMやガイドラインを熟知した指導医がおり、診療録にこれらを十分に意識、利用した記載がなされている  
⇒ ◇研修医へのインタビューにより確認する  
◇主としてEBMについて確認する  
◇問題対応能力としての各科連携・多職種連携の実践についてはPg.5.3.1で確認する

Pg.5.3.4 安全管理についての研修(安全な医療の遂行・危機管理参画・安全確認・施設関連感染対策)が組み込まれている

a  
 b  
 c

- ①安全管理に関する病院のシステム、基本事項に関するマニュアルがあり、理解し活用している  
②安全管理上の会議や企画に研修医の代表者の参加を義務付けている  
③関係の研修の機会が明文化され、病院全体で行う(職種横断的な)訓練・研修に参加している  
⇒ ◇Pg.3.3と関連して安全管理マニュアルの整備状況を確認する  
◇報告制度への理解がなされているかなどについて確認する  
◇オリエンテーションなどプログラムの早期に組み込まれているかも確認する  
◇研修医へのインタビューで例えば針刺し事故対策やその対応などを確認する

## Pg.5.3.5 症例呈示と意見交換を行う研修(カンファレンス・学術集会)が組み込まれている

- 
- a
- 
- 
- b
- 
- 
- c

- ①実践の研修内容について明文化されている
- ②カンファレンス・学術集会が定期的に行われ、記録がある
- ③回診・経過表、カルテ回診(チャートレビュー)が毎日行われている
- ④症例の呈示や討論を適切に行うことができる(呈示すると参加・設定されている)
- ⑤チームカンファレンス、多職種合同カンファレンス、ケアカンファレンス、院外者との合同カンファレンスなどに参加している
- ⇒ ◇呈示された記録を確認する  
 ◇症例呈示に用い得る患者情報についての記録の保管・管理について確認する  
 ◇「定期的に」とは週に1回以上  
 ◇カンファレンスは研修医を中心として行われていること  
 ◇研修医へのインタビュー等により確認する

## Pg.5.3.6 地域医療(地域包括ケア、プライマリ・ケア)が組み込まれている

- 
- a
- 
- 
- b
- 
- 
- c

- ①研修内容について明文化されている
- ②研修する場(検診事業への参加も含む)が設定されている
- ③地域包括ケア、プライマリ・ケアのプログラム(初期救急も含む)が実践されている
- ④将来、地域医療へ貢献できる実際的プログラムとなっている
- ⇒ ◇臨床研修病院と研修施設との連携が十分とられていることを研修プログラムから確認する(保健所等へ任せきりでないことを確認する)  
 ◇地域医療の到達目標は、「適切な指導体制のもとで、患者が営む日常生活や居住する地域の特性に即した医療(在宅医療を含む)について理解し、実践する」などとなり、到達目標が達成できる内容であれば地域医療の研修とみなすことができるとされている  
 ◇研修医へのインタビューにより確認する

## Pg.5.3.7 医療の社会性について身につけられる内容がプログラムの中に適切に組み込まれている

- 
- a
- 
- 
- b
- 
- 
- c

- ①病院の危機管理への対応について研修が行われている
- ②健康増進法、保健医療法規・制度、老人保健法・制度、介護保険法・制度(主治医意見書等を含む)を理解し、適切に行動できるよう研修が行われている
- ③医療保険、公費負担医療を理解し、適切に診療できるよう研修が行われている
- ④医の倫理、生命倫理について理解し、適切に行動できるよう研修が行われている
- ⑤医薬品・用具による健康被害発生防止についての研修が行われている
- ⇒ ◇リスボン宣言、ヘルシンキ宣言を理解していることその他、プロフェッショナリズムの研修が行われていることを確認する  
 ◇病院の危機管理とは、災害発生時・大規模災害発生時の対応体制、病院の保安体制、訴訟発生時の対応体制等をいう  
 ◇研修プログラムから確認する  
 ◇研修医へのインタビューにより確認する



Pg.5.4 「経験すべき診察法・検査・手技」が身につけられる内容がプログラムの中に適切に組み込まれている  適切  
 要検討  
 要改善

⇒ ◇看護部門、他職種から評価する体制も求められる

Pg.5.4.1 診療における医療面接(对患者:コミュニケーションスキル、聴取・記録、指示・指導)が組み込まれている  a  
 b  
 c

- ①診療行為の中で、処方、検査、治療方針等について相談できる指導体制がある  
 ②プライマリ・ケアに対する考え方が教育・研修され、患者との面接技法等の研修も行われている  
 ③診療のあらゆる場面の医療面接において、患者の解釈モデルや受診動機、受療行動などが把握されている

⇒ ◇チェックが行われる仕組みであることを確認する  
 ◇研修医はチーム医療の視点から外来における看護の役割についても把握している必要がある  
 ◇研修プログラムから確認する  
 ◇研修医、指導者(看護師等)へのインタビューにより確認する

Pg.5.4.2 基本的診療能力が身につけられる内容が適切に組み込まれている  a  
 b  
 c

- ①研修の機会が明文化され、内容の実践が保証されている  
 ②プライマリ・ケアの基本的知識・技術・態度が身につけられる内容が組み込まれ、実際に研修されている  
 ③達成度を評価できる仕組みがある

⇒ ◇研修プログラムから確認する  
 ◇研修医へのインタビューにより確認する

Pg.5.4.3 基本的な身体診察法(病態把握、全身観察、頭頸部、バイタルサインと精神状態、皮膚)が組み込まれている  a  
 b  
 c

- ①研修病院の実状に応じて一定期間、総合診療を研修するためのプログラムが設定されている  
 ②各研修分野での研修とは別に総合診療について研修することが明確にされている

⇒ ◇栄養状態に関する情報把握が行われているかについても含まれる  
 ◇研修プログラムから確認する  
 ◇研修医が聴診器、眼底鏡、打腱器を使って研修をしているか確認する  
 ◇研修医へのインタビューにより確認する

Pg.5.4.4 基本的臨床検査(検査適応判断、実施、結果解釈)が組み込まれている  a  
 b  
 c

- ①研修の機会が明文化され、保証されている  
 ②実際に経験し結果を解釈し、それを診療に活かせる研修になっている  
 ③EBMのために必要な検査(薬剤血中濃度など)ができる体制になっている  
 ④達成度を評価できる仕組みがある  
 ⑤検査室のコ・メディカルスタッフが臨床検査の研修目的を理解している  
 ⑥評価方法について明示されている

⇒ ◇研修医、指導医へのインタビューにより確認する  
 ◇血液型・クロスマッチ検査、心電図、動脈血ガス分析、超音波検査は自ら行えるように研修プログラムが組まれ実践されていること。これらに検査技師が参加していることが求められる

## Pg.5.4.5 基本的手技(手技の適応決定・実施)が組み込まれている

- 
- a
- 
- 
- b
- 
- 
- c

- ①研修の機会が明文化され、保証されている
- ②基本的手技の指導が具体的に標準化されており、適切に実施されている
- ③達成度を評価できる仕組みがある
- ④評価方法について明示されている

- ⇒ ◇侵襲的手技の習得については、予めシミュレーターによる研修が行われ、評価されていることが求められる
- ◇研修プログラム、研修医手帳等から確認する
- ◇研修医、指導医、指導者へのインタビューにより確認する

## Pg.5.4.6 基本的治療法(治療法の適応決定・実施)が組み込まれている

- 
- a
- 
- 
- b
- 
- 
- c

- ①研修の機会が明文化され、保証されている
- ②指導医の指示の下に適切な決定と実施がなされている
- ③達成度を評価できる仕組みがある
- ④評価方法について明示されている

- ⇒ ◇輸血・血液管理部門との連携、手術・麻酔部門との連携を確認する
- ◇麻酔の研修については救急科の一部としてではなくプライマリ・ケア、救命救急処置に必須な技能を修得し、医師としての基本的な能力を身につけられるようプログラムに組み込まれていること
- ◇NST、RSTに参加しチーム医療ができる仕組みがあるか確認する
- ◇研修プログラム、研修医手帳等から確認する
- ◇研修医、指導医、指導者へのインタビューにより確認する

## Pg.5.4.7 医療記録(診療録・処方箋・指示箋、診断書、死亡診断書、証明書、CPCLレポート、紹介状と返信)を適切に記載する仕組みがある

- 
- a
- 
- 
- b
- 
- 
- c

- ①医療記録をチェックするシステムがマニュアル化されている
- ②医療記録記載の手順書があり、POSに則って記載されている
- ③処方箋、指示箋を指導医、看護師、薬剤師などのコ・メディカルスタッフによって確認される仕組みがある

- ④研修医のCPC、死因検討会への出席が義務づけられており、患者の生前の臨床所見と病理学的所見との関係について研修する機会が設けられ、個々の研修医が、**自らが経験した剖検症例に関してCPCLレポートを作成している**

- ⇒ ◇Pg.3.1.3「症例レポートを確保できる環境」とPg.5.5.3「術後管理等の症例レポート」との整合(厚生労働省の要求している症例のレポートおよび担当した疾患名と症例数)を確認する
- ◇退院時サマリーが作成される仕組みがあるかも確認する
- ◇診療録の記載様式はPOSによることが望ましい。プログレスノートは原則としてSOAP形式で記載されること
- ◇内服薬処方箋の記載については、薬名、分量、用法・用量が5つの基準通り(内服薬処方箋の記載方法の在り方に関する検討会報告書)に示されていること

- ◇指導医の確認ができる体制がある。毎日、指導医が確認しているかについてはPg.7.2.2で確認する
- ◇研修医、指導医、指導者へのインタビューにより確認する

Pg.5.4.8 診療計画(診療計画作成、CP活用、入退院判断、QOLを含めた総合的管理計画への参画)を適切に作成し、評価する教育が組み込まれている

a  
 b  
 c

- ①診療計画作成、評価の実践において研修医が参加できることが明示されている
  - ②診療計画の作成、評価の実践に際し指導医、指導者からアドバイスを得られる体制が明確になっている
  - ③クリニカルパスを理解し、活用する場がある
  - ④入退院の適応を判断できる(デイサージャリー症例を含む)よう研修がなされている
  - ⑤QOLを考慮にいれた総合的な管理計画(リハビリテーション、社会復帰、在宅医療、介護を含む)へ参画する仕組みがある
  - ⑥指導医と十分に時間をとってディスカッションする体制が作られ、かつそれが記録されている
- ⇒ ◇診療計画へ研修医が積極的に参加できる仕組みになっていることを確認する  
◇看護部門との協働作業(指示出し・指示受け)についても確認する  
◇ガイドラインの理解や使用に関してはPg.5.3.3で確認する  
◇研修医、指導医、指導者へのインタビューにより確認する  
◇研修医の計画を可及的に採用するような指導医の配慮があるかどうかなど実際の様子を確認する



Pg.5.5 経験すべき症状・病態・疾患について鑑別診断、初期治療を行う能力が身につけられる内容が適切に組み込まれている  適切  
 要検討  
 要改善

- ⇒ ◇基本的には研修プログラムで確認する。プログラムは全般を通してプライマリ・ケアが研修できるものとなっている。EPOC等との整合性も確認する  
◇「経験」とは初期治療に参加することをいう

Pg.5.5.1 頻度の高い症状について組み込まれている

a  
 b  
 c

- ①積極的にアプローチできる機会があり、検査結果を判断し診断した上でそのプロセスを説明できるまでの指導体制が組まれている  
②達成度を評価できる仕組みがある  
⇒ ◇1症状1症例ごとにレポートを記載していることを確認する

Pg.5.5.2 緊急を要する症状・病態について組み込まれている

a  
 b  
 c

- ①積極的にアプローチできる機会があり、見逃してはならない疾患の把握や初期の救命処置が行える体制ができている  
②達成度を評価できる仕組みがある  
⇒ ◇個々の研修医について研修分野ごとに確認する  
◇研修医、指導医へのインタビューにより確認する

Pg.5.5.3 経験が求められる疾患・病態について(患者を受け持ち診断・検査・治療方針、術後管理等の症例レポート)組み込まれている

a  
 b  
 c

- ①経験した疾患、病態それぞれについて指導医との討論のあとが読み取れるレポートが作成されている  
②レポートを指導医が評価している  
⇒ ◇全疾患(88項目)のうち70%以上を経験すること  
◇Pg.3.1.3「レポートを求められている症例」とPg.5.4.6「基本的治療法」との整合性について確認する  
◇個々の研修医について研修分野ごとに確認する  
◇厚生労働省の要求している症例のレポートおよび担当した疾患名と症例数について確認する  
◇症例レポートをサマリーで代用することは認められない  
◇研修医、指導医へのインタビューにより確認する

Pg.5.5.4 特定の医療現場の経験(救急医療、予防医療、地域医療、周産・小児・成育医療、精神保健・医療、緩和ケア・終末期医療)が組み込まれている

a  
 b  
 c

- ①救急医療を経験する仕組みがある
- ②当直・時間外研修を経験する仕組みがある
- ③予防医療を経験する仕組みがある
- ④へき地・離島診療所、中小病院・診療所等の地域医療を経験する仕組みがある
- ⑤周産・小児・成育医療を経験する仕組みがある
- ⑥精神保健福祉センター、精神科病院等の精神保健・医療を経験する仕組みがある
- ⑦臨終の立会いを経験する仕組みがある

- ⇒ ◇「経験」とは、個々の研修医が各現場における到達目標の項目のうち一つ以上経験することを示している
- ◇研修医が二次救命処置(ACLS)ができ、一次救命処置(BLS)を指導できる能力を身につけている
  - ◇救急医療は救急室勤務、または当直の際に計画的な研修がなされていることのみならず、各研修分野においても、その専門性に合わせて救急技術を指導・研修することが計画されていて、個々の研修医が確実に実施できることについてチェックされること
  - ◇⑦では、遺族への対応、剖検時の遺族への対応も含む
  - ◇研修プログラムにより確認する

## Pg.6 研修医の評価

## Pg.6.1 研修医を評価するシステムが確立され、実施されている

- 
- 適切
- 
- 
- 要検討
- 
- 
- 要改善

- ⇒ ◇研修分野ごとの評価をプログラム全体についての個人の総合評価に反映する体制を確認する  
 ◇問題の早期発見に努めるために、日常の研修生活を継続的に観察し、記録すること  
 ◇指導医とプログラム責任者の重要業務として認識していることが求められる

## Pg.6.1.1 評価者が明確で、評価者の構成が適切である

- 
- a
- 
- 
- b
- 
- 
- c

- ①評価者には指導医の他、指導者(看護部門、その他の職種)が含まれている  
 ②評価者については、規程により定められ明示されている  
 ⇒ ◇医師以外から評価を受ける仕組みが求められる(看護部門は特に重要)  
 ◇研修プログラム、マニュアルで確認する  
 ◇研修医、指導医、指導者へのインタビューにより確認する

## Pg.6.1.2 評価項目・基準が明確で、全体的な項目の構成が適切である

- 
- a
- 
- 
- b
- 
- 
- c

- ①評価項目が明確である  
 ②評価基準が明示されている  
 ③研修の実績により評価項目・基準が見直されている  
 ⇒ ◇評価が研修分野ごとの修了時にも行われていることを確認する  
 ◇評価項目の中に看護部門、その他の職種の立場からの項目が含まれている  
 ◇**技師**から評価する体制も求められる。ここでいう「**技師**からの評価」のイメージは、検査器具の扱い、道具の後片付け、採血の訓練、コ・メディカルの手順と結果を学ぼうとする態度や、また勝手な時間に勝手なオーダー、緊急検査を見に来ない、看護師が呼んでも来ない・・・などの**態度面からの評価**と“良い医師を育てる”“人格の培養”“プライマリ・ケア”の点などからの**評価となるが、あわせて知識・技術に関する評価も行うことが必要である**  
 ◇基本的手技、基本的治療法、医療記録(指示の適切性)についても看護師、薬剤師、技師等の指導者から評価を受けているか確認する(単に態度評価:器具扱いや片付け、オーダーの時刻、コールへの対応などのチーム医療の態度を問うにとどまらず、検査手技や指示、処方等の適切性等、知識・技術に関する評価も行うこと)  
 ◇研修プログラム、マニュアルで確認する  
 ◇研修医、指導医、指導者へのインタビューにより確認する

## Pg.6.1.3 評価者・評価項目が研修医に周知されている

- 
- a
- 
- 
- b
- 
- 
- c

- ①プログラム全体、および研修分野ごとに評価者・評価項目について周知されている  
 ⇒ ◇看護部門、その他の職種から各種の評価を受ける仕組みとなっている  
 ◇病院独自の評価表であること  
 ◇研修医、指導医、指導者へのインタビューにより確認する

## Pg.6.1.4 研修医の評価が適切に行われている

- 
- a
- 
- 
- b
- 
- 
- c

- ①プログラムごとに評価基準に沿って評価が行われている  
 ②指導医による評価を管理・統括する体制が構築されている  
 ⇒ ◇看護部門からの評価が含まれていることが必要である  
 ◇例えばEPOCのように指標の評価のばらつきを検証する方策があるか確認する  
 ◇研修プログラムで確認する  
 ◇研修医、指導医、指導者のインタビューにより確認する

## Pg.6.2 研修医ごとに評価結果に応じて研修医への対応が適切になされている

 適切  
 要検討  
 要改善

- ⇒ ◇研修医へのフィードバックの体制を確認する  
 ◇EPOCが活用されている場合は、EPOCは研修医が気兼ねなく書き込みができるように、各分野を研修中に担当の指導医が研修医の入力内容を見ることができない仕組みになっている。しかし、病院の管理者用メニューからは閲覧することができるので研修医の入力の状況を確認し、指導内容の見直しや、個々の研修医への対応がなされているかを確認する  
 ◇プログラム責任者の重要な業務であることが認識されている必要がある

## Pg.6.2.1 評価結果が報告され、適切な指導がなされている

 a  
 b  
 c

- ①研修分野ごとに評価結果に関する指導が行われ、記録が残されている  
 ②各研修分野の評価結果がプログラム全体の総合評価に反映されている  
 ③評価結果と指導内容が研修管理委員会に報告されている  
 ⇒ ◇評価シートの提出を求めるなど記録を確認する

## Pg.6.2.2 研修実績が基準に満たない場合の対応が決められている

 a  
 b  
 c

- ①研修分野ごとに対応策が具体的に検討・報告され、研修医に対して目標の達成に向けて指導する体制がある  
 ②指導内容の記録が残されている  
 ⇒ ◇研修医の精神的サポート体制に留意する  
 ◇事例の有無を確認し、どう対応したかを記録から確認する  
 ◇2年間の研修修了時に総合評価で結果が不十分である場合の対応体制についてはPg.4.5.1で確認する

**Pg.7 研修医の指導体制の確立**

- ⇒ ◇看護師や他の職種を含めて医療に携わる者は基本的に指導者である  
◇研修プログラムに則った指導体制となっていることを確認する

**Pg.7.1 指導体制・診療上の責任者が明示されている**

- 
- 適切
- 
- 
- 要検討
- 
- 
- 要改善

- ⇒ ◇基本的には研修医の医行為は指導医の指示の下に行うことを原則とする

**Pg.7.1.1 研修分野ごとに指導体制と臨床研修指導医、その他の指導者が明確になっている**

- 
- a
- 
- 
- b
- 
- 
- c

- ①指導体制と直接の指導医、および他の指導者が明確にされ、研修医に周知されるとともに実際の指導が確認できる  
②治療に関する責任体制(指導医不在時を含む)が明確であり、実際にその体制での研修であるが確認できる  
③組織として臨床研修に当たる指導医(上級医を含む)を支援する体制(精神的支援体制を含む)がある  
⇒ ◇指導医の確保ならびに適性配置についてはPg.2.2.3で確認する  
◇指導者(指導医以外)の確保ならびに適性配置についてはPg.7.1.4で確認する  
◇いわゆる屋根瓦方式がとられていることを評価する  
◇指導医、指導者へのインタビューにより確認する

**Pg.7.1.2 臨床研修指導医の役割が明示され、実践されている**

- 
- a
- 
- 
- b
- 
- 
- c

- ①研修規程などによって指導医の役割が規定され、周知されている  
②規程に従って指導医が適切に研修医を指導している  
⇒ ◇指導医の確保・任命についてはPg.2.2.3で確認する  
◇役割として、研修医の身体的、精神的変化を予測し、問題の早期発見に対応することも求められる  
◇厚生労働省が示す「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針について(平成16年3月18日医政発第0318008号厚生労働省医政局長通知)」による指導医講習会を受講していることを確認する  
◇指導医講習会の参加と修了は最小限の要件である  
◇病院長(研修管理委員会委員長)、プログラム責任者へのインタビューにより確認する

**Pg.7.1.3 適任の臨床研修指導医が指導を行う体制が確保されている**

- 
- a
- 
- 
- b
- 
- 
- c

- ①指導医一人が担当する研修医数が適正に配分されている  
②指導医の臨床研修指導する時間が確保されている  
⇒ ◇指導医の確保と研修医の採用数とが妥当であるか、このことに関する計画がどのようか留意する(指導医のオーバーワークへの配慮)  
◇研修医、指導医、プログラム責任者へのインタビューにより確認する

**Pg.7.1.4 指導者が指導を行う体制が確保されている**

- 
- a
- 
- 
- b
- 
- 
- c

- ①研修管理委員会で承認された指導者(看護部門、薬剤部門、検査部門等の指導責任者)の資格規程があり、院長によって任命されている  
②研修分野ごとに指導者が確保されている  
③指導者が研修プログラムの遂行をサポートする体制がある  
④規程に従って指導者が適切に研修医を指導している  
⇒ ◇ここでいう指導者とは、看護部門、薬剤部門、検査部門等をいう

## Pg.7.2 研修医が行う診療行為に対してチェックする体制がある

- 
- 適切
- 
- 
- 要検討
- 
- 
- 要改善

⇒ ◇医師のみならず看護部門、その他の職種からもチェックする体制となっている

## Pg.7.2.1 研修医の診療行為について指導医の指導を受ける体制が具体的に決められている

- 
- a
- 
- 
- b
- 
- 
- c

- ①指導医または上級医の指導を受けるための仕組みが明示されている
- ②研修医の診療行為に対する指導医または上級医のチェック体制がある
- ③夜間や指導医の不在時に研修医の診療行為への指導体制について明示されている
- ④指導医の指導の下、看護師等への指示が適切になされる仕組みがある
- ⇒ ◇医療事故防止のための安全管理マニュアルや研修医の実務規程も確認する  
 ◇診療記録で指示の確認をする  
 ◇研修医、指導医、指導者へのインタビューにより確認する  
 ◇特に1年次の当直は指導医とのペアで行うことが求められる

## Pg.7.2.2 研修医の記載した診療録を適切にチェックし指導する仕組みがある

- 
- a
- 
- 
- b
- 
- 
- c

- ①指導医により毎日確認されている
- ②確認したことが記録に残されている
- ⇒ ◇診療録で確認する  
 ◇研修医、指導医へのインタビューにより確認する  
 ◇電子カルテについては、診療録の記載内容に修正ないし加筆事項がない場合でも、指導医によるチェックが行われたことが分かるようにすることが求められる
- ◇診療録に記載したことについて指導医が指導していることが必要である

## Pg.7.2.3 研修の記録について指導し、評価がなされる体制がある

- 
- a
- 
- 
- b
- 
- 
- c

- ①研修医手帳があり、研修医が活用することを指導している
- ②病歴や手術の要約を作成させるよう指導している
- ③記録内容を評価し指導する仕組みがある
- ⇒ ◇研修したことが確認できる記録がないと修了できない

## Pg.7.3 臨床研修指導医の評価が適切に行われている

- 
- 適切
- 
- 
- 要検討
- 
- 
- 要改善

⇒ ◇例えばEPOCのように研修医が気兼ねなく評価できる方策がとられているか確認する

## Pg.7.3.1 評価方法が明確である

- 
- a
- 
- 
- b
- 
- 
- c

①研修管理委員会で評価方法、評価基準、評価結果の取り扱いなどが検討され、委員会の合意の上で実施されている

②研修分野ごとに指導医の評価が行われている

③評価者の構成は明確でその中に研修医も含まれている

⇒ ◇評価者には看護部門、薬剤部門、画像診断部門、検査部門、病理部門等、医師以外のスタッフが含まれていること

◇指導者についても、指導医と同様に評価が行われること

◇研修医、指導医、指導者、プログラム責任者へのインタビューにより確認する

## Pg.7.3.2 評価結果に対する検討が行われ、活用されている

- 
- a
- 
- 
- b
- 
- 
- c

①研修分野ごとの評価結果がプログラム責任者、研修管理委員会に報告され、対応について委員会で検討されている

②評価結果についての検討内容が指導医にフィードバックされている

③評価結果と検討内容が、その後の研修プログラムに活用されている

④評価結果と検討内容は適切に整理・保管されている

⇒ ◇研修管理委員会の議事録から確認する

◇EPOCのように、結果が管理され、指導医にフィードバックされていることについて確認する

◇プログラム責任者、病院長へのインタビューにより確認する



## Pg.8 修了後の進路

◇修了後の勤務先や進路の確認をする

## Pg.8.1 自施設や他施設でその後の研修が継続できるように配慮している

 適切  
 要検討  
 要改善

⇒ ◇指導医を中心とした相談窓口があること

◇研修医の自己責任で修了後の進路を決めるのが本筋である

## Pg.8.1.1 専門研修の情報提供や適切な評価による紹介がなされている

 a  
 b  
 c

①研修医の将来の希望を聞いたり、面接により評価をするなどアドバイスをする体制がある

②連携施設や進路について公表している

③積極的に地域医療への貢献をすすめている

⇒ ◇相談の内容は幅が広いので、病院長、指導医ら相応の責任者らが相談窓口となっている様子を確認する

◇病院として専門研修(後期研修、シニア研修)のしくみがあれば**必要がある**

◇指導医、プログラム責任者、病院長へのインタビューにより確認する

## Pg.8.2 正規の職員として採用されるシステムが整備されている

 適切  
 要検討  
 要改善

⇒ ◇病院規程で確認する

◇実際の採用の実態とは別にして、採用に関するシステムは整備され明文化される

## Pg.8.2.1 システムが明文化されている

 a  
 b  
 c

①病院として研修医を正規職員として選択・採用する規程が定められ明文化されている

⇒ ◇病院規模で確認する

◇病院規程により確認する

◇病院長へのインタビューにより確認する

## Pg.8.2.2 採用した実績がある

 a  
 b  
 c

①計画的な採用が行われた実績がある

⇒ ◇研修医の自主的判断に基づく選択・採用が行われること

◇専攻医(いわゆる後期研修医、専門研修医)として、また、専門研修後でも差し支えない

◇実績を記録により確認する



## Pg.8.3 修了した医師の生涯にわたるフォロー体制がある

 適切  
 要検討  
 要改善

- ⇒ ◇当該施設で研修を修了した医師が、常にどの様に活躍しているか把握していることが望ましい。今後は、どこの病院で卒後臨床研修を行ったかが重要視されることから、自院で研修修了した医師については、連絡先、実績を把握していること。そのような意味で研修病院は責任を持って修了証を発行することが求められる
- ◇研修病院は生涯にわたって医師の教育に責任を持つことが求められるので、(個人情報保護法もあり名簿の作成が困難になっているが)医師の届出を2年ごとに行うのと同様の仕組みなどで工夫をすることにより、双方向に連絡できる環境を保つこと

## Pg.8.3.1 システムが明文化されている

 a  
 b  
 c

- ①定期的に医師の就職先の確認がなされている
- ②修了者の名簿等が作成されている
- ③研修の修了後も研修医の実績を把握し、研修施設としての事後評価がなされている
- ⇒ ◇ここでいう定期的には少なくとも3年以内ごとに確認されていることをいい、医師の移動状況や近況のお知らせなどの書類で確認する
- ◇「同窓会」でも可。ただし、組織として機能していること、つまり事務機能が整えられていて、組織だった対応がなされていることを確認する
- ◇名簿等、記載そのものにより状況を把握する